

観音寺市男女共同参画推進会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観音寺市男女共同参画推進会議規則（平成24年観音寺市規則第19号）第3条第2項の規定に基づき、観音寺市男女共同参画推進会議委員（以下「委員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募は、次に掲げる事項について、広報紙及びホームページ等を活用し、広く周知を行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 主な協議内容
- (3) 委嘱期間
- (4) 会議の開催回数
- (5) 応募資格
- (6) 公募人数
- (7) 応募方法
- (8) 選考結果
- (9) 問合せ先
- (10) その他必要と認める事項

(応募資格)

第3条 応募の資格は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 男女共同参画に関心がある者
- (2) 観音寺市内に在住又は勤務する者
- (3) 委嘱日の属する年の4月1日現在で、18歳以上であること。
- (4) 本市議会議員及び本市の職員でないこと。

(応募方法)

第4条 委員の応募方法は、観音寺市男女共同参画推進会議委員応募申込書（様式第1号）によるものとする。ただし、応募申込書の要件を満たすものであればこの限りでない。

2 前項に規定する応募申込書は、別に定める期日までに市民部人権課人権推進係に提出しなければならない。

(選考方法等)

第5条 委員は、観音寺市男女共同参画推進会議委員選考審査会において選考し、決定する。

2 市長は、前項の選考結果を、申込者に対し通知するものとする。

(庶務)

第6条 公募に関する庶務は、市民部人権課人権推進係において処理する。

附 則

この要領は、平成26年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

観音寺市男女共同参画推進会議委員選考審査会

政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、教育部長、政策部企画課長

観音寺市男女共同参画推進会議委員応募申込書

ふりがな 氏名		性別	
生年月日	年 月 日	年齢	歳 <small>※令和8年4月1日現在</small>
現住所	〒 ー 市 町		
職業（勤務先） または学校名			
平日日中に連絡 可能な連絡先	電話番号（ ー ） FAX（ ー ） E m a i l :	ー ー	
応募動機 自己PRなど			

応募先 〒768-8601（住所記載不要） 観音寺市市民部人権課人権推進係

TEL：0875-23-3928 FAX：0875-23-3954 E-mail：danjyo@city.kanonji.lg.jp

※提出いただいた応募用紙は返却いたしませんのでご了承ください。また、応募用紙に記載された個人情報、当委員の選考及び市からの連絡に使用し、応募されたご本人の同意を得ないで他の業務に使用したり、公開したりすることはいたしません。